

確定申告と住民税申告

申告が必要な人は どんな人?

給与所得者で年末調整をしていない方。
年金収入のみの方。
無所得で誰の扶養にもなっていない方。
一時所得がある方。
事業・不動産・譲渡所得等のある方。

申告が必要な方としては、まずサラリーマン等給与所得者で年末調整がお済みでない方があげられます。

次に年金収入のみの方です。年金には、一般に

① 遺族年金、障害年金等の非課税所得になる年金

② 国民年金・厚生年金・共済年金といった公的年金等

③ 生命保険契約等に基づく年金(個人年金)があります。

④の方は、税金がかからない所得になりますので確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。

⑤の方は、一定金額以上の収入のある方は申告が必要です。昭和15年1月1日以前に生まれた方は、228万円以下であれば確定申告も住民税申告も不要です(所得税・住民税ともに非課税)。それ以降に生まれた方は108万円までであれば確定申告は不要

ですが、住民税申告は必要になる場合もあります(2カ所以上からの公的年金等の収入がある方はその支払い金額を合算したもの)。⑥の方は、確定申告または住民税申告が必要です。

続いて昨年中全く所得がなく、かつ税制上どなたの扶養にもなっていない方(健康保険上の扶養ではありません)。また、非課税所得(雇用保険給付金・児童扶養手当・労災保険給付金等)のみの方は、住民税申告が必要です。

一時所得がある方とは、生命保険契約や損害保険契約等に基づく満期返戻金等がある方で、その収入金額から、その収入を得るために支出した金額(必要経費)を差し引いた金額が50万円を超える場合には、確定申告または住民税申告が必要になります。また、事業・不動産・譲渡所得等のある方も申告が必要です。



なお、申告が不要とされる方も所得税が源泉徴収されている方は確定申告をすると税金が還付される場合があります(還付申告と呼ばれるものです。詳しくは6ページ参照)。



豆知識 ①

年末調整

通常、給与所得者は毎月の給与から所得税が徴収されていますが、これは大まかな見込みで徴収されているため、多くの人は本来納めるべき所得税額と一致しません。この場合、1年(1月1日~12月31日)を通しての最終的な収入と控除から正しい所得税額を求めて過不足を精算する作業が必要となります。給与支払者が行う、こうした精算手続きが年末調整です。

特集

知^しつ^{とく}得[!]!

確定申告と住民税申告

2月から3月は所得税の確定申告と住民税申告の時期です。

いずれも正しい税額を求めるための大切なものです。

申告する必要のある方は忘れずに申告してください。

なお、申告期限が近づくと大変混み合います。

早めに申告準備を済ませましょう。



住民税申告書
(写真は平成16年度のもので)



確定申告書

確定申告と住民税申告は 何が違うの？

所得税の精算が確定申告、
市・道民税の資料となるのが住民税申告です。

確定申告は1年の収入と控除から正しい所得税額を求め、所得税の精算(納付・還付)をするための申告です。一方、住民税申告は市・道民税を計算する基礎資料を作成するための申告です。基本的には、昨年の所得が給与または公的年金等のみの方で支払者から支払報告書が市役所へ送られてきている方を除くすべての方は、住民

税申告をする必要があります。

なお、確定申告を済ませられた方は住民税申告も済まされたことになり、両方の申告をする必要はありません。

※一部の年金等のみの受給者の方で、住民税申告が不要方もいます(5ページ「申告が必要な人はどんな人？」を参照)。

